

平成18年 No.43

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程及び東京学芸大学教員選考基準の一部を改正する基準

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

改正理由

特任教員制度の設置に伴い、並びに講師及び非常勤講師の扱い方について整理するため、所要の改正を行うものである。

東京学芸大学教員選考基準の一部を改正する基準

改正理由

講師及び非常勤講師の扱い方について整理するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成18年12月6日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年12月 7 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成18年規程第29号

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員選考基準の一部を改正する基準を次のように制定する。

平成18年12月 7 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

東京学芸大学教員選考基準の一部を改正する基準

東京学芸大学教員選考基準（平成16年 3 月18日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：特任教員制度の設置に伴い、並びに講師及び非常勤講師の扱い方について整理するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「教員」とは、<u>教授、准教授、講師、助教及び非常勤講師</u>をいう。</p> <p>2～6 [省略]</p> <p>7 この規程において「大学院担当者」とは、大学院教育学研究科における<u>研究指導、研究指導の補助及び授業の担当者</u>をいう。</p> <p>第2章 採用等に係る教員の選考</p> <p>第1節 選考手続</p> <p>(採用等に係る教員の選考)</p> <p>第3条 採用等に係る教員（この章において非常勤講師を除く。）の選考は、<u>教員候補者選考委員会</u>（この章において「選考委員会」という。）が<u>教員候補者</u>（以下「<u>候補者</u>」という。）として選考した者のうちから、当該学系の教授会（以下「<u>教授会</u>」という。）が行う。</p> <p>2 <u>候補者</u>の選考は、選考委員会において単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。</p> <p>3 選考委員会委員長は、前項により<u>候補者</u>を選考したときは、<u>教員候補者選考調書</u>（様式第1）により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。</p> <p>4～5 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(選考の制限)</p> <p>第6条 第3条第4項に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は、当該議決後1年を経過するまでの間、同一職名以上の<u>候補者</u>となることができない。</p> <p>[省略]</p> <p>第3節 選考委員会</p>	<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「教員」とは、<u>教授、准教授、講師及び助教</u>をいう。</p> <p>2～6 [省略]</p> <p>7 この規程において「大学院担当者」とは、大学院教育学研究科における<u>研究指導及び授業担当者並びに研究指導の補助及び授業担当者</u>をいう。</p> <p>第2章 採用等に係る教員の選考</p> <p>第1節 選考手続</p> <p>(採用等に係る教員の選考)</p> <p>第3条 採用等に係る教員（この章において非常勤講師を除く。）の選考は、<u>教員適格者選考委員会</u>（この章において「選考委員会」という。）が<u>教員適格者</u>（以下「<u>適格者</u>」という。）として選考した者のうちから、当該学系の教授会（以下「<u>教授会</u>」という。）が行う。</p> <p>2 <u>適格者</u>の選考は、選考委員会において単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。</p> <p>3 選考委員会委員長は、前項により<u>適格者</u>を選考したときは、<u>教員適格者選考調書</u>（様式第1）により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。</p> <p>4～5 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(選考の制限)</p> <p>第6条 第3条第4項に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は、当該議決後1年を経過するまでの間、同一職名以上の<u>適格者</u>となることができない。</p> <p>[省略]</p> <p>第3節 選考委員会</p>

(開設承認等)

第11条 選考委員会の開設（この条において「開設」という。）は、教員候補者選考委員会開設申請書（様式第3）により、評議会の承認を得なければならない。

- 2 開設の承認後1年を経過した時点において、候補者を選考できないときは、当該開設の承認は無効とする。
- 3 開設を承認された選考職名と異なる職名で候補者を選考するときは、改めて開設申請を行うものとする。この場合において、前項の適用については、当初の承認日を起算日とする。

〔省略〕

第5章 非常勤講師の選考

(非常勤講師の選考)

第19条 非常勤講師（次章の非常勤講師、教員養成実地指導講師及び特任教員を除く。）の選考は、非常勤講師選考調書（様式第4）により、非常勤講師選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が行う。

2～4 〔省略〕

〔省略〕

(教員養成実地指導講師候補者等の選考)

第23条 第19条から前条までの規定にかかわらず、教員養成実地指導講師候補者及び特任教員の選考手続等については、別に定める。

第6章 大学院担当者の選考

第1節 選考手続

(選考の省略)

第24条 本学の教授、准教授及び特任教員を大学院担当者とする場合は、この規程による選考を省略する。

- 2 本学の講師及び助教が現に大学院担当者である場合、当該専攻以外の専攻に係る選考は、この規程による選考を省略する。

〔省略〕

第3節 非常勤講師の選考

(開設承認等)

第11条 選考委員会の開設（この条において「開設」という。）は、教員適格者選考委員会開設申請書（様式第3）により、評議会の承認を得なければならない。

- 2 開設の承認後1年を経過した時点において、適格者を選考できないときは、当該開設の承認は無効とする。
- 3 開設を承認された選考職名と異なる職名で適格者を選考するときは、改めて開設申請を行うものとする。この場合において、前項の適用については、当初の承認日を起算日とする。

〔省略〕

第5章 非常勤講師の選考

(非常勤講師の選考)

第19条 非常勤講師（次章の非常勤講師及び教員養成実地指導講師を除く。）の選考は、非常勤講師選考調書（様式第4）により、非常勤講師選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が行う。

2～4 〔省略〕

〔省略〕

(教員養成実地指導講師候補者の選考)

第23条 第19条から前条までの規定にかかわらず、教員養成実地指導講師候補者の選考手続等については、別に定める。

第6章 大学院担当者の選考

第1節 選考手続

(選考の省略)

第24条 本学の教授及び准教授を大学院担当者とする場合は、この規程による選考を省略する。

- 2 本学の講師（この節において非常勤講師を除く。）及び助教が現に大学院担当者である場合、当該専攻以外の専攻に係る選考は、この規程による選考を省略する。

〔省略〕

第3節 非常勤講師の選考

(非常勤講師の選考)

第33条 大学院教育学研究科担当の非常勤講師（この節において特任教員を除く。）の選考は、第25条から前条までの規定を準用する。

2 非常勤講師は、授業担当者としての選考に限るものとする。

〔省略〕

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第19条第1項、第23条、第24条第1項及び第33条の特任教員に係る改正規定並びに第3条第1項から第3項、第6条及び第11条の改正規定は、平成18年12月7日から施行する。

2 前項の第3条第1項から第3項、第6条及び第11条の改正規定は、施行日以後に教員候補者選考委員会を開設したものから適用する。

(非常勤講師の選考)

第33条 非常勤の授業担当者（以下「非常勤講師」という。）の選考は、第25条から前条までの規定を準用する。

〔省略〕

様式第1

開設番号

教員 候補者 選考調書

〇〇〇〇講座 (〇〇〇〇分野)

〇〇〇〇 施設・センター

平成 年 月 日

〇〇〇 学系教授会

[省略]

様式第1

開設番号

教員 適格者 選考調書

〇〇〇〇講座 (〇〇〇〇分野)

〇〇〇〇 施設・センター

平成 年 月 日

〇〇〇 学系教授会

[省略]

様式第2 [省略]

様式第3

教員候補者選考委員会開設申請書

	起案 平成 年 月 日		決裁 平成 年 月 日		起案者印
申請年月日 平成 年 月 日					
申請番号 第 号					
東京学芸大学長 殿 ○○○学系長 印					
下記のとおり申請いたします。					
選考委員会名					
選考職名				採用	昇任
選考員数					
区分 \ 職名	教授	准教授	講師	助教	計
配置可能数					
現員					
開設番号					
申請事由					
第13条第1項 第2号及び第 5号の委員構 成	第2号委員 ○○○○分野主任 (○○○講座主任)		第5号委員 ○○○○講座 (○○○分野) ○○○○講座 ○○○○講座 ○○○○施設・センター		

様式第4～様式第9 [省略]

様式第2 [省略]

様式第3

教員適格者選考委員会開設申請書

	起案 平成 年 月 日		決裁 平成 年 月 日		起案者印
申請年月日 平成 年 月 日					
申請番号 第 号					
東京学芸大学長 殿 ○○○学系長 印					
下記のとおり申請いたします。					
選考委員会名					
選考職名				採用	昇任
選考					
区分 \ 職名	教授	准教授	専任講師	助教	計
配置可能数					
現員					
開設番号					
申請事由					
第13条第1項 第2号及び第 5号の委員構 成	第2号委員 ○○○○分野主任 (○○○講座主任)		第5号委員 ○○○○講座 (○○○分野) ○○○○講座 ○○○○講座 ○○○○施設・センター		

様式第4～様式第9 [省略]

東京学芸大学教員選考基準の一部改正について

改正理由：講師及び非常勤講師の扱い方について整理するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(講師の資格)</p> <p>第5条 講師となることのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。</p> <p>(1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者</p> <p>(2) その他特殊な専攻分野について、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者</p> <p>(助教の資格)</p> <p>第6条 助教となることのできる者は、次の各号の1に該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者</p> <p>(2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）、学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）又は博士の学位を有する者</p> <p>(3) 芸術及び体育については、権威ある演奏会、展覧会及び競技会等において、技能優秀の評価を得た者</p> <p>(4) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者</p> <p><u>(非常勤講師の資格)</u></p> <p><u>第6条の2 非常勤講師となることのできる者は、第5条の規定に準ずる者とする。</u></p> <p>第3章 大学院担当者の選考基準</p> <p>(研究指導補助及び授業担当者の選考基準)</p> <p>第7条 大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）における研究指導補助及び授業担当者は、次の各号の1に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者でなければならない。</p> <p>(1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</p> <p>(3) 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者</p> <p>(4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p><u>(授業担当者の選考基準)</u></p> <p><u>第7条の2 研究科における授業担当者の選考基準は、前条の規定に準ずる。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(講師の資格)</p> <p>第5条 講師となることのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。</p> <p>(1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者</p> <p>(2) その他特殊な専攻分野について、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者</p> <p>(助教の資格)</p> <p>第6条 助教となることのできる者は、次の各号の1に該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者</p> <p>(2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）、学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）又は博士の学位を有する者</p> <p>(3) 芸術及び体育については、権威ある演奏会、展覧会及び競技会等において、技能優秀の評価を得た者</p> <p>(4) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者</p> <p>第3章 大学院担当者の選考基準</p> <p>(研究指導補助及び授業担当者の選考基準)</p> <p>第7条 大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）における研究指導補助及び授業担当者は、次の各号の1に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者でなければならない。</p> <p>(1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</p> <p>(3) 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者</p> <p>(4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p>

(研究指導及び授業担当者の選考基準)

第8条 研究科における研究指導及び授業担当者は、第7条の資格要件を充足するとともに、学位論文の審査及び指導に必要な極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者でなければならない。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

(研究指導及び授業担当者の選考基準)

第8条 研究科における研究指導及び授業担当者は、前項の資格要件を充足するとともに、学位論文の審査及び指導に必要な極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者でなければならない。